

除染特別地域における除染の方針について (除染ロードマップ)のポイント

参考

- 今年度末を目途に、特別地域内除染実施計画を策定。当該計画に基づき本格除染を実施。
- 避難指示区域の見直し、復旧・復興の動き等とも連携。
- 仮置場の設置等の目途、作業員の円滑な確保の観点に留意。
- モデル事業や先行除染を並行して実施。そこで得られた知見を適宜活用。
先行除染の例：公的施設、常磐自動車道(1/26公募開始予定)、インフラ施設 等

本格除染の進め方

<避難指示解除準備区域(※)となる地域> ※20mSv/年以下

- ・平成24年内を目途に、10～20mSv/年の地域(学校等は5mSv/年(1 μ Sv/時)以上)の除染を目指す。
- ・平成25年3月末までを目途に、5～10mSv/年の地域の除染を目指す。
- ・平成26年3月末までを目途に、1～5mSv/年の地域の除染を目指す。
- ・地域の具体的な目標値は、モデル事業の結果等も踏まえ、計画に反映する。
- ・10mSv/年以上の地域は、当面、10mSv/年未満を目指す。学校は再開基準である1 μ Sv/時以下を目指す。

<居住制限区域(※)となる地域> ※20～50mSv/年

- ・平成24～25年度にかけての除染を目指す。
- ・20～50mSv/年の地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指す。

<帰還困難区域(※)となる地域> ※50mSv/年超

- ・当面は、モデル事業を実施。

市町村ごとの具体的な除染の進め方は、関係者との調整の上、柔軟に対応

本格除染の主な工程

- ①除染を実施する土地等の関係者の把握
- ②住民への説明会
- ③建物等への立入りの了解
- ④放射線のモニタリング・建物等の状況調査
- ⑤除染の同意
- ⑥除染作業

⇒ 今後、本ロードマップの内容の発展を図り、計画や事業実施に活かす。